

フランスにおける消費者グループ訴訟

山 本 和 彦^{*}

- I はじめに
 - II 法律制定の経緯
 - III 新制度の内容
 - IV 日本法との若干の比較
 - V おわりに
- 資料

I はじめに

消費者の集団的被害救済のための新たな法律として、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が成立した。2013年12月11日公布され、公布から3年以内に施行の予定である（同法附則1条）。この法律は、日本法としてかなり新奇なものであり、国際的に見ても特徴的な制度といえるが、その立案段階で1つの参考とされたのがフランスの制度であった¹⁾。

フランスでは、この制度は経済危機や政権交代等の影響を受けて長く「お蔵入り」の状態にあったが、興味深いことに、日本とほぼ同時期に国会に法案が提出され審議の対象とされた。結局、2013年12月の日本法成立の直後、2014年2月にフランスでも新法が成立に至った。最終的な制度の姿は、基本的アイデアを共通にしながらも、両国の固有の事情を反映して細部においては相当に違いがあるものになった。そこで、両者を比較し、その類似点・相違点を確認しておくこ

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第13巻第3号 2014年11月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

1) 他にも、ブラジルやカナダの制度が一定の参考とされた。

とには大きな意義があると考えられる。

本稿は、以上のような観点から、フランスの新たな制度の概要を紹介することを目的とする。未だ法律成立直後であり、利用できる文献も少ないが、可及的に早くその概要を紹介し、日本法の今後の実務・解釈等に参考にさせていただく趣旨である。以下では、法律制定の経緯を確認した後（Ⅱ）、新制度の内容（Ⅲ）について紹介し、日本法との比較（Ⅳ）を簡単に行うこととする。

Ⅱ 法律制定の経緯

1 法案提出に至る経緯

(1) 2006年法案

従来のフランスの消費者団体訴訟の制度については詳述を避けるが²⁾、被害救済との関係では、いわゆるオプトイン型の代位損害賠償訴権制度が存在した。しかし、これは「死産した制度」と称される³⁾など完全な失敗と評されていた⁴⁾。そこで、新たなグループ訴訟と呼ばれる制度の創設に向けた具体的な動きが生じてくる⁵⁾。2005年1月のシラク大統領の声明による導入提案を受けて、クラスアクション型か、いわゆる2段階型かが議論されたものの、2006年11月、最終的に後者を採用する2006年法案（Breton 法案）が提案された⁶⁾。

その基本的構造は2段階方式により、消費者団体による事業者の責任判決（第1段階）と個別消費者による損害賠償請求（第2段階）とに区分される。適用範囲は、身体損害や不法行為を除外し、契約上の義務に限定された。また、少額多

2) その詳細については、山本和彦「フランスにおける消費者団体訴訟」ジュリ 1320号（2006年）98頁以下など参照。

3) 山本・前掲注2）103頁注47参照。

4) その1つの原因として、消費者団体による委任勧誘を理由に委任を無効とした判例による団体に対する萎縮効果があったといわれる。これについては、V. Rebeyrol, La nouvelle action de groupe, D. 2014. Ch., p. 941, n. 7 参照。

5) 以下について詳細は、山本和彦「フランスにおける消費者集団訴訟制度の概要」NBL 942号22頁以下、同943号19頁以下（2010年）参照。

6) その条文については、山本・前掲注5）NBL943号26頁以下参照。9カ条の簡単なものである。

数損害に限定するため、損害額の上限が設けられ、2000 ユーロ（約 28 万円）が想定されていた。原告適格は全国的に活動する消費者団体とし、被害者自身の適格は否定され、管轄は特定の大審裁判所に集中された。請求棄却判決は個別消費者に判決効を有しないとされ、請求認容は被告の責任確認判決となり、裁判所による判決内容の公告が行われ、公告費用は被告の負担とされた。第 2 段階の手続は、各消費者による裁判外の請求により、一定期間内に被告が回答し、受け入れればそれで解決するし、被告が拒否又は無視した場合は、消費者による簡易手続（裁判上の請求）がされる。裁判所が請求を認容する場合には、認容額の 50% までの制裁金の付加が可能とされ、裁判外の解決へのインセンティブが図られた。

このような手続は、第 1 段階の判決効について、対象消費者に対して敗訴判決は拡張せず、勝訴判決のみ拡張するという既判力の片面的拡張となるが、フランス法においては異例の構成と理解され、その理論的構成が問題とされた。この点で、ガンシャール教授はこれを、混合判決 (*jugement mixte*) と訴訟当事者参加 (*intervention volontaire et principale*) の組み合わせとして説明した⁷⁾。「混合判決」とは、終局判決と中間判決の両方の性質を有する特殊な判決形態であり、被告の責任を認める終局判決と消費者の参加のための公告を命じる中間判決が混合したもの⁸⁾、その後訴訟当事者が参加し、判決効の拡張を受けることになる⁹⁾。フランスの現在の制度に基づく巧妙な理論的説明である¹⁰⁾。

(2) 2006 年法案以後の状況

以上のような 2006 年法案は、大統領選挙までの審議時間が少なく、反対も多かったため、議会での審議前に法案が取り下げられ、廃案となった。2007 年 5 月、新大統領にニコラ・サルコジ氏が就任し、議論が仕切り直しとなった。ただ、

7) これについても詳細は、山本・前掲注 5) NBL943 号 20 頁参照。

8) フランスでは、責任を認める終局判決と損害額の確定のために鑑定を命じる中間判決を命じる判決などが混合判決と理解され、混合判決には独立した上訴が可能とされる。

9) 第 1 段階で請求が棄却された場合には参加は生じず、当事者でない個別消費者に判決効が拡張しないことは当然とされる。

10) 実質的に既判力の片面的拡張を認めることに違和感は少なく、實際上、敗訴の場合の個別消費者による提訴は現実的ではないというプラグマティックな判断が背景にあるという。

同氏の諮問機関からもグループ訴訟導入の提案が相次ぎ¹¹⁾、2008年中に法案提出の方向とされた。しかし、そこに生じたのが同年秋のいわゆるリーマンショックであった。フランスの経済状況も悪化し、グループ訴訟のようにフランス企業の競争力を阻害するおそれのある制度の導入には強い懸念が生じた。その結果、大統領自身による検討凍結の指令があり、法案は「お蔵入り」状態となった。

ただ、作業凍結中にも、消費者省など関係機関においては将来の法案提出に備えて準備がされていた。その中では、2006年法案にはない新たな構想が検討され、その多くは、後述のように、最終的に成立した法律に反映された。具体的には、①手続の4段階化の構想（濫用防止のために経済界の要望を反映して、提訴の真摯性を裁判所が確認する受理可能性の事前審査及び当事者の合意による解決を重視する調停前置を新設するもの。後者は最終的に実現）、②第1段階で損害額の計算方法等まで確定する構想（第1段階での解決の実効化を図るもの。最終的に実現）、③提訴資格団体の限定の構想（グループ訴訟の提訴資格を通常の団体訴訟よりも限定するもの。最終的に実現せず）、④第2段階の簡略化の構想（②に対応し、第2段階では消費者による直接執行申立てを可能とし、消費者の負担を軽減するもの。後述の簡易グループ訴訟として実現）などであった。

2 法案提出後の審議状況

以上のような状況の中、2012年5月、フランスの新大統領にフランソワ・オランド氏が就任した。消費者保護に前向きな態度をとる社会党政権の復活であり、また経済状況も一段落をみる中、グループ訴訟の導入に向けて新たな動きが生じていった¹²⁾。すなわち、2013年5月2日、Hamon 法案と呼ばれる新たな法案が議会に提出された¹³⁾。同法案は、同年7月3日下院第1読会における採択、9月13日上院第1読会における採択の後、12月16日には下院第2読会における採択、

11) 大筋としては2006年法案の構想を維持しながら、制度の濫用防止等により配慮するものであった。

12) そもそもサルコジ前大統領の存在自体がグループ訴訟制度導入の最大の障害になっている旨の批判が存在したところである。山本・前掲注5) NBL942号28頁参照。

13) フランスの恒例に従い、消費者担当大臣の名をとって呼ばれたものである（成立後は、Hamon 法と呼ばれている）。

2014年1月29日には上院第2読会における採択を経て、両院協議委員会 (commission mixte paritaire) が設置された。そして、同協議委員会において成案が得られ、同案は2014年2月12日上院で可決、同月13日下院で可決され、議会において採択されたものである。

当初の政府提出法案と最終的に採択された法律とでは、相当多くの条文が修正追加されている。とりわけ重要なものは、簡易グループ訴訟の手續の新設 (L.423-10条) であるが、その他の主な相違点としては、①証拠保全・提出に関する措置の規定の追加 (L.423-3条3項)、②消費者の加入期間の限定の明文化 (L.423-5条1項)、③裁判所による加入期間等の裁定 (L.423-7条)、④団体の受領した賠償金の供託の規定の追加 (L.423-6条、L.423-8条2項)、⑤団体が援助を受けることのできる主体の限定 (L.423-9条)、⑥費用の事業者負担の一般的規定の追加 (L.423-14条)、⑦調停の認可要件の明確化 (L.423-16条)、⑧管轄裁判所の限定の排除 (裁判所構成法典 L.211-15条) などがある。

3 憲法院による審査と法の成立

以上のように、議会において採択された法案について、2014年2月17日、下院議員及び上院議員による憲法院に対する合憲性審査の申立てがされた¹⁴⁾。これを受け、2014年3月13日憲法院判決 (n. 2014-690 DC du 13 mars 2014) がされ、グループ訴訟に関連する規定について憲法適合性が宣言された。

同判決はまず、グループ訴訟一般について、①消費者に知らせず、十分な情報を与えずに消費者団体が責任訴訟を迫行することは実効的な裁判を受ける権利に反する旨の主張、②事業者について、消費者の数や同一性を知らせずに責任判決がされ、その後に個々の消費者との関係で責任を否定・縮減させることができないことは、適正かつ公平な手續に対する権利を侵害する旨の主張、③特に簡易手續との関係で、事業者は各消費者の損害賠償を求める適格を争うことができず、この点の不服申立権がない旨の主張に対して、それぞれ以下のような判断を示す。

すなわち、①については、第1段階では消費者は当事者でなく、第2段階に加

14) この制度については、山口俊夫『概説フランス法上』(東京大学出版会、1978年) 195頁など参照。

入するかは自ら選択可能であり、敗訴判決の既判力も受けないので、実効的な裁判を受ける消費者の権利が侵害されるものではない。②については、事業者は第1段階において責任を否定する主張や消費者のグループの範囲に関する主張、グループの加入基準、損害額や評価の基準等について争うすべての攻撃防御方法を提出可能であり、さらに第2段階では、各消費者との関係で個別損害に係るすべての他の攻撃防御方法の主張もできるので、手続権は保障されている。③については、簡易手続では、最初の段階から、事業者には被害消費者の同一性及び数が分かっており、判決における賠償の提案はこのような特定された消費者についてのみ適用され、事業者は各消費者との関係で責任を否定するすべての攻撃防御方法を提出可能であり、各消費者が判決を受け入れた後に、事業者は各消費者との関係で個別損害に係るすべての他の攻撃防御方法の主張もできるので、不服申立方法を否定するものではない。したがって、この制度には防御権の侵害はないと判断した。

また、競争法の分野におけるグループ訴訟については、①競争当局の判断に裁判所が拘束される結果、当該判断の前にグループ訴訟を提起できないことは問題であり、②公告についての仮執行の制度（L423-19条）は無実の推定の尊重の権利に反するとの主張がされた。これに対し、憲法院は、①裁判所自ら違法性を判断できず、競争当局の判断を待つ必要があるが、それはいかなる憲法上の要請に反するものでもないとし、②公告は消費者の参加を促すもので、それ自体罰則の性質を有する制裁ではないので、無罪推定を害するものではないとして、主張を斥けた。

最後に、グループ訴訟の施行時期に関する問題について、即時施行し、公布前の事案にも適用することは、憲法に反する法の遡及適用である旨の主張に対し、本制度は責任追及の訴訟手続の問題であり、責任要件のルールを変動させるものではないので、遡及性を有しないと判断された。

以上のような憲法院の合憲判断を受け、消費に関する2014年3月17日法（2014年法律第344号）として、3月18日に官報掲載がされ、3月19日から施行に至っている¹⁵⁾。なお、この法律には見直し規定が設けられ、施行後遅くとも30か月以内に、政府は議会に対し、グループ訴訟の実施状況を評価する報告

書を提出し、必要な修正を提案するものとされる。そして、特にその適用対象について、健康及び環境の領域への拡大を含め、その拡大の可能性を検討すべき旨が明定されている点は注目される。

Ⅲ 新制度の内容

1 制度の概要

新法の手続は、第1段階における責任判決 (*jugement sur la responsabilité*) で事業者の責任の存否を確定し、その存在を確認する判決を受け、第2段階として判決の実施・損害の賠償を行うもので、この場合に手続に参加した消費者との関係で勝訴判決の効力が拡大する、いわゆる2段階型の手続となっている(条文については、末尾資料参照)。以下では、各段階の手続をそれぞれ紹介するが、ここでは以下で紹介できない点に簡単に触れる¹⁵⁾。

まず、競争法の領域の特則として、グループ訴訟を提起するには、競争委員会や裁判所による当該行為の違法確認の決定が前提となる(L.423-17条)。その場合に、その判断はもはや争えず、それを前提に責任確認判決及びその実施の手続が採られることになる。そこでは、反競争行為に対する民事制裁(抑止政策)の手段という位置づけがされ、グループ訴訟の哲学の歪みをもたらす旨の批判もある¹⁷⁾。また、競争委員会等の違法判断を前提にするため、その判断の対象となった行為の被害者とそれ以外の被害者との間の不平等をもたらすおそれも懸念されている。

また、手続費用については、全面的に対象事業者の負担とされる(L.423-14条)。時効中断については、責任判決を求める訴えによって責任判決又は個別賠

15) 日本とは異なり、公布の翌日に施行されている。これは、従来の認定団体にそのまま適格を認めることとしたため、新たな団体認定が不要である点が大きいものと考えられる。その結果、先行して成立した日本よりも早く実際の事例が生じる可能性が高い。

16) なお、手続の詳細はデクレに譲られる部分も多いが(L.423-2条)、適用デクレは2014年7月頃制定の予定とされ、本稿の対象外とせざるを得ない。一部では、デクレが制度を明確にし、法律の不当な部分の是正も図ることが期待されている。K. Haeri et B. Javaux, *L'action de groupe à la française, une curiosité*, JCP. E. 2014, p. 589.

17) N. Molfessis, *L'exorbitance de l'action de groupe à la française*, D. 2014. Ch. p. 952.

償判決によって確定された損害賠償請求権については¹⁸⁾、消滅時効の中断の効果が生じ（L.423-20条1項）、当該判決又は調停の認可の日から時効期間が再進行する（その期間は6月を下回らないものとされる）（同条2項）。さらに、消費者に対してグループ訴訟への参加を禁じることを目的とした条項又はそのような効果を有する条項（不利益条項）は無効とされる（L.423-25条）。

本制度の全体的評価として、手続の濫用防止に何よりも配慮されており、結果として、制度の実効性を制限するリスクがある点が共通して指摘されている¹⁹⁾。濫用防止措置としては、①原告適格の認定団体への限定、②消費者の定義の限定（法人の除外）、③制度の適用範囲の限定、④弁護士役割の限定（クラスアクションとの差別化²⁰⁾）などが指摘される。また、この手続は、フランスにとってもオリジナルな手続と認識されている²¹⁾。

制度の導入それ自体については、政治家、消費者団体、経済界を通してほぼコンセンサスがあるとされ²²⁾、（個々の制度構成はともかく）全体には賛同する意見が多いが、徹底的に批判的な立場も存在する。ある論者²³⁾は、法的問題と経済的問題を指摘する。前者については、①授權のない代理の容認（相手方の匿名性により対審主義にも反する）、②フランス民事訴訟の伝統的哲学に反する裁判官の権限の強大さ（責任判決においてあらゆる事項について判断権をもち、準備手続裁判官（L.423-3条参照）や執行裁判官（L.423-12条）の権限も兼有する）を指摘し²⁴⁾、後者については、①経済的損害の大きさ（損害賠償それ自体に加え、公告費用等の訴訟費用負担も大きい）²⁵⁾、②企業イメージへの打撃（公告の方法・範囲が裁判所に委ねられるため、国際的な公告が命じられる可能性もあり、

18) 手続への参加の有無は問題とされない。

19) Rebeyrol, op. cit. (4), p. 942; Molfessis, op. cit. (17), p. 947.

20) 但し、しばしば引き合いに出されるアメリカの濫用は弁護士の問題だけではなく、懲罰賠償、民事陪審、ディスカバリー、完全成功報酬等フランスには存在しない司法制度全体の問題の反映である旨の正当な指摘もされている（Haeri et Javaux, op. cit. (16), p. 587）。

21) Molfessis, op. cit. (17), p. 948.

22) Haeri et Javaux, op. cit. (16), p. 586.

23) P. Hilt, L'aciton de groupe consacrée par la loi n. 2014-344 du 17 mars 2014 relative à la consommation: peut-on s'en satisfaire?, Gaz. Pal. 2014, n. 110-114, p. 28 et s.

24) そのほか、欧州人権条約との抵触も問題視され、例えば、団体への授權を強制することは代理人の選択の自由を保障する同条約に違反するなどと批判する。

対消費者に止まらず、取引先や金融機関との関係でも信用毀損を生じるおそれがある) が指摘される。そして、このような経済的影響は、「ブーメラン効果」となって(その費用の価格転嫁の結果)消費者の購買力を毀損すると批判する²⁶⁾。

2 適用範囲

本制度の適用対象は、物の売買又はサービスの提供に関して消費者の被った損害で、事業者の法律上又は契約上の義務の違反を共通の原因とするものである(L423-1 条 1 項)。そして、物的被害に基づく財産的損害の賠償のみを対象とし(同条 2 項)、身体的損害や精神的損害は除外され、すべての消費者にとって同一又は類似の損害である必要があるとされる。

その前提として「消費者」の定義がされ、対象は自然人に限定され、法人は除外されている。また、財産的損害のみが対象であり、精神的損害や私生活の侵害など人格権の侵害は除外されるし、物的被害のみが対象となるので、人身損害や営業損害等は除外される²⁷⁾。また、当然複数の消費者の損害が前提になるが、それは 2 人いれば足りると解されている²⁸⁾。「共通原因」については、判断が容易な場合もあるが(同一の加入契約の場合など)、広告における誤表示などでは、すべての消費者がその広告を信用して契約したわけではないなど判断が困難な場合もあり、裁判所にとっては困難な仕事になると評されている²⁹⁾。

このような適用範囲の限定は、濫用防止の趣旨に基づく経済界の強い要望によるところが大きいが、その評価として、将来的には健康問題等に拡大の可能性があるとところ、現在の枠組みではその拡大は困難であり、拡大を図る場合には精神的損害の追加や損害の同一性・類似性の排除など基本的な枠組変更が必要となる旨の指摘がある³⁰⁾。

25) 特に欧州はアメリカと異なり中小企業が多い(95% を占めるとされる)ため、中小企業に打撃を与え、国全体の経済活動を阻害すると批判される。

26) 結論として、立法された以上、その施行を見守るべきであるが、遅くとも 2016 年 9 月には見直し規定に基づき改正に向けた議論が開始するので、それが微調整で済むか、根本的変革が必要か、注視が必要とされる。

27) M. Bacache, Introduction de l'action de groupe en droit français, JCP. G. 2014, p. 595.

28) Rebeyrol, op. cit. (4), p. 944.

29) Rebeyrol, op. cit. (4), p. 945.

3 原告適格

この訴訟の原告適格については、全国的レベルで活動し、団体訴訟の認定を受けた消費者保護団体に認められた（L.423-1条1項）。従来の団体訴訟を提起できる団体には当然にグループ訴訟の原告適格を承認したものである³¹⁾。立案段階では、適格団体をより限定する構想もあったが（Ⅱ1(2)参照）、実現しなかった。また、ある適格団体が提訴し、判決を取得すると、他の団体との関係で既判力が拡張される。すなわち、既にある団体が責任判決や調停合意を取得している場合には他の団体による同一の事実、違法性及び損害の賠償に係る訴えは不受理となる（L.423-23条）³²⁾。

原告適格については、濫用防止の観点から評価する意見もあるが、批判的見解も多い。すなわち、①団体による恣意的な事件の選択（メディア等で取り上げられそうな事件に集中し、被害者の立場が軽視されるおそれがある）、②団体の法的能力や資力の限界（訴訟費用や分配費用の負担が大きく、敗訴の場合は自己負担となり、勝訴の場合も実際の費用までカバーされないおそれ大きい）、③訴訟追行の不首尾による団体に対する損害賠償の可能性、④私的な権利救済が団体の目的に馴染まないおそれなどが懸念され、この制度が機能するには団体に対する財政的援助が不可欠であるが、この点は財政難のため困難とされる³³⁾。

4 責任判決——第1段階手続

第1段階の手続は通常訴訟であり、消費者の範囲や損害額等の審理のため、証拠の保全その他のあらゆる措置をとることができる（L.423-3条3項）。事業者の責任を認める責任判決では、消費者のグループを定義し（L.423-3条1項）、賠償されるべき損害とその額又は額を評価するための要素を特定する（同条2

30) Rebeyrol, op. cit. (4), p. 943.

31) 立法時、全国に15団体があるとされる。

32) なお、原告団体に懈怠があれば他の団体が裁判所の許可に基づき手続を代行することができる（L.423-24条）。その前提として、他の団体に対する提訴の通知が必要とされる。

33) Rebeyrol, op. cit. (4), p. 943-944. また、消費者の役割が小さいことも批判され、団体中心主義で、消費者は手続を知らされず、話し合いにも関与できないなど二次的役割に止まると評される（Haeri et Javaux, op. cit. (16), p. 589）。

項)。手続に参加した消費者には勝訴判決の既判力が及び (L.423-21 条)、管轄は大審裁判所に限定される (本法律 2 条で新設された裁判所構成法典 L.211-15 条)。

本制度の特徴として、責任判決で賠償額又は算定基準まで決める点があるが、その後は事業者による任意履行を基本とし、判決の執行の問題となるため、厳密な 2 段階手続ではなくなった旨の評価もある³⁴⁾。また、すべての大審裁判所の管轄を認め、専門性による管轄の限定をしなかったため、161 の裁判所がすべて管轄権をもち、原告によるフォーラムショッピングのおそれを指摘する見解もある³⁵⁾。

責任判決においては、広告の措置の定め (事業者の費用負担で行われる) (L.423-4 条)、消費者のグループ加入の期間 (公告実施後 2~6 月とされる) 及び方法 (事業者に直接申し出るか、団体等の仲介によって申し出るか) の定めがされる。加入によって賠償について原告団体に授權が擬制され (L.423-5 条)、賠償手続に係る費用の事業者に対する仮払いの命令も可能である (L.423-8 条)。

公告の方法について、消費者への十分な告知と事業者のコスト (イメージダウンも含む) との比較衡量の必要があり、新聞や業者の HP はよく利用されるが実効性に乏しく³⁶⁾、消費者の住所の把握が不十分である場合は個別通知も困難であるところ、裁判所の裁量に委ねると、実務運用に大きな差異が生じる懸念があるとされる。そこで、この訴訟専用の HP を国等の責任で設置することが提案され、消費者の定期的なチェックを呼び掛けることで、業者の負担も廉価で済むとされる³⁷⁾。

5 簡易グループ訴訟の手続

簡易訴訟は、議会の修正によって導入された制度である。すなわち、対象消費者が特定され、受けた損害も同額の場合 (給付量や期間に応じて同じ額の場合も

34) Molfessis, op. cit. (17), p. 949.

35) Haeri et Javaux, op. cit. (16), p. 588-589.

36) 新聞の公告欄は読まれないし、業者の HP を定期的にチェックする消費者は少ないとされる。

37) Rebeyrol, op. cit. (4), p. 945.

含む)に、この訴訟の対象となる。本来の手続では賠償額等は第2段階で消費者に争う権利があるが、公告等を伴う第2段階を省略して消費者の早期救済を図る趣旨である。すなわち、責任判決後、事業者に対して、直接かつ個別的に消費者に対する賠償を命じ、賠償の期間・方式が定められる(L.423-10条1項)。事業者からその費用で消費者に対して通知がされ(同条2項)、消費者による賠償の受け入れがあれば、受け入れた消費者には既判力が及ぶ(L.423-21条)。事業者による任意履行がされない場合は、第2段階に移行し、裁判所による決定・執行の手続がとられる(L.423-10条3項)。対象消費者が事業者において特定されている場合には、事業者が直接自ら賠償することにより簡易迅速な救済を期待した制度である³⁸⁾。

この制度の評価として、消費者は当事者にならずに直接判決の有利な効果を受けられるもので、オプトアウトよりもさらに強力な仕組みとされる。ただ、提訴を知らされていず代表もされていない当事者について、被告に特定の責任を負わせるもので、訴訟手続の本質の変容を招くとの批判もある³⁹⁾。

6 損害賠償の実現——第2段階手続

責任判決が出ると、そこで定められた条件・範囲・期間に従って、事業者の側で消費者に対する個別的な賠償の措置がとられる(L.423-11条)。当事者間で争いが生じた場合には、責任判決をした裁判官が改めて紛争解決を図る(全部の紛争をまとめて1個の判決で判断するものとされる)(L.423-12条)。なお、強制執行については、消費者が所定の期間内に賠償を得られないときは、原告団体が代理して実施する(L.423-13条)。

このように、賠償額を定める判決後に消費者が参加する仕組みは、消費者が損害額を見定めて、個別訴訟の提起も決断できるもので、消費者に手続参加と個別提訴のオプションを付与するものと評価される⁴⁰⁾。実質的にみれば、責任判決は消費者にとっては一種の調停案の提示に過ぎず、受け入れるかどうかは消費者

38) Molfessis, op. cit. (17), p. 951.

39) Molfessis, op. cit. (17), p. 951.

40) 時効中断も、前述のように、参加の場合に限らず個別提訴の場合にも拡大されている。

の判断に委ねられるとされる⁴¹⁾。また、既判力も、損害賠償を受領した消費者のみに及ぶこととされ⁴²⁾、消費者に過度に有利な仕組みで、事業者の予見可能性を大きく損ない、防御権保障にも疑義があるとされる⁴³⁾。

7 調停手続

原告団体が当事者となって個別の賠償のための調停の手続が可能とされる (L.423-15 条)。調停でされた合意は裁判所の認可に服し、裁判所は、当該合意が消費者の利益に適合していることを確認し、合意に執行力を付与する。合意において、関係消費者に対する公告の方法や加入の期間・方式等について明定し (L.423-16 条)、加入した消費者には認可決定の既判力が及ぶとされる (L.423-21 条)。

この調停は、やはり経済界の希望で導入されたものであるが、その実効性は不透明とされる。一般に事業者にとっての和解のメリットは支払総額を把握することにあるが、この制度では、和解の後に各消費者が加入してくるため、和解時点では参加人数の把握は困難である⁴⁴⁾。ところが、参加人数を少なく予測した和解は裁判所が不認可にする可能性が高いし、逆に全員に近い参加を前提とした和解は事業者にとって受入れのメリットがない。けだし、事業者は実際の参加を待って、より少ない弁済で済まそうと期待するからである。加えて、和解も公告されるので、レピュテーションリスクは残る。その結果、和解成立の余地は極めて狭いと予想されている⁴⁵⁾。

41) Molfessis, op. cit. (17), p. 949-950.

42) 被告にとっては判決確定と同時に発生するとすれば、既判力の発生時点が当事者により相違するという異様な事態を生じていると批判される。

43) Molfessis, op. cit. (17), p. 950.

44) 他方、オプトアウト型では除外者は一般にゼロに近いと推定される。

45) Rebeyrol, op. cit. (4), p. 946. 同様の指摘として、Haeri et Javaux, op. cit. (16), p. 588 は、企業にとって敗訴リスクの予測は困難であり (5000 人に被害があっても、参加するのは 10 人かもしれないし 5000 人全員かもしれない)、会計に反映することも困難で、和解に応じる場合も受け入れる消費者の数は予測できないため、責任受容の公告のみが利用され、個別訴訟でより高い賠償額が追及されるおそれと残るとされる。

IV 日本法との若干の比較

1 概観

以上のように、フランスの制度は、日本と類似する2段階型（責任の確認とそれに基づく個別消費者の加入・救済）をとり、1段階目の適格消費者団体による追行、2段階目の消費者の参加といった点で、基本的構造を共通にする。他方、簡易手続や調停など新たな工夫も加えられている。その評価は未だ定まっているものではないし、詳細な検討は後日に委ねざるを得ないが、以下では簡単にその類似点・相違点を指摘する。

2 類似点

まず、日仏両制度の類似点として、以下のような点が指摘できる。

- ①既判力の片面的拡張：消費者団体が第1段階で敗訴したとしても、その判決の効力は個別消費者には及ばない。逆に勝訴すれば第2段階では当然に援用可能とされ、2段階型でもオプトアウトによる判決効の拡張を前提としない（この点で、カナダ等との相違がある）。
- ②対象事件の限定：契約を基本として身体的損害や精神的損害を除外している。
- ③原告適格：認定団体に限定し、他の団体による再訴も否定する。
- ④第2段階の簡易化：原則としては当事者間の解決に委ね、争いがある場合にのみ裁判所が関与する（日本でも債権届出と認否で争いがなければそのまま確定するものとされている）。
- ⑤強制執行：団体が消費者の授権に基づき実施する。
- ⑥時効中断：第1段階の提訴によって（事後的に手続に参加した）個別消費者の請求権についても時効中断の効果が及ぶ。

3 相違点

これに対し、両者の相違点としては、以下のような点が指摘できる。

- ①対象事件：競争法関係について競争当局や裁判所の判断を前提にしながら対象に含めている。日本ではこの点は対象外とされるが、将来的に独占禁止法25条

等を基礎とした集団訴訟を構想する可能性もあろう。

②原告適格：従来の認定団体にそのまま適格を認めている。日本は追加的に特定認定が必要とされる（但し、特定認定の運用によっては実質はそれほど変わらない可能性もあろう）。

③責任判決：責任の有無だけではなく、損害賠償額や算定基準まで定める可能性が認められている（さらに簡易手続によって直ちに執行まで至る可能性もある）。日本では第1段階は純粋に責任の有無の判断のみであり、額の問題は全面的に第2段階に委ねられる。

④公告等の費用負担：事業者の負担とされる。日本では原告側負担が前提となる。共通義務での事業者敗訴が前提であれば、フランスのような政策判断も不可能ではない⁴⁶⁾。

⑤消費者の団体に対する授権：加入行為によって当然授権という構成がされる。日本では授権手続に慎重な配慮がされている。

⑥調停手続の存在：個別賠償のための調停が可能であり、裁判所の認可を前提にその後の賠償手続についても合意の中で定められる。日本では第1段階の和解は共通義務を認めるかどうかに限定され、あとは第2段階に移行するという構造がとられ、和解による紛争解決機能に乏しいおそれが指摘される⁴⁷⁾。

V おわりに

以上がフランスの新法の紹介及び日本の新法との簡単な比較である。この紹介が日本法の今後の運用、解釈、さらには改正に向けて何らかのヒントとなれば幸いである⁴⁸⁾。ただ、十分な文献のない段階での紹介となったため、誤りや不十分な点が多いことを懸念する。より詳細な検討は今後の研究課題としたい。

46) この問題については、山本和彦「集团的消費者被害回復制度の理論的問題」松本恒雄先生還暦記念『民事法の現代的課題』（商事法務、2012年）105頁注59参照。

47) この問題については、山本・前掲注46) 103頁以下参照。

48) 前述のように（Ⅱ3参照）、フランス法の施行状況に係る政府の議会に対する報告書提出は2016年秋頃とされ、日本の法律が施行される予定の2016年12月の直前のタイミングとなる。その意味で、同報告書は日本法の運用の在り方の観点からも注目されよう。

最後に、上原敏夫先生にお礼の言葉を述べさせていただきたい。上原先生には、筆者の一橋大学赴任前から共同の教科書執筆等でお世話になり、一橋大学赴任後は同分野の先輩として学内の様々な事柄につきご教示を受けてきた。また、研究活動の面でも、民事訴訟の記録調査、カンボジアや中国の法整備支援など多くの場面でご指導を受けた。本稿は、上原先生の学恩に報いるため、これまで独米の団体訴訟・クラスアクション研究に多大な貢献をされてきた⁴⁹⁾先生への名誉教授号授与をお祝いして捧げるものであるが、その内容は甚だ不十分なものに止まったことを自覚している。今後のさらなる精進をお誓いしてお祝いに代えたい。

(2014年6月27日脱稿)

【資料】

(フランス消費者法典第4編「消費者団体」第2部「団体訴訟」に以下の第3章が挿入される。)

第3章 グループ訴訟

第1節 グループ訴訟の適用範囲と原告適格

L.423-1 条

- 1 全国的レベルで活動し、L.411-1 条に基づき認定を受けた消費者保護団体は、同様の又は同一の状況に置かれた消費者の被った損害で、次に掲げるいずれかの場合において、1 又は複数の事業者の法律上又は契約上の義務の違反を共通の原因とするものの賠償を得るために民事裁判所に訴えを提起することができる。

① 物の売買又はサービスの提供の場合

② その損害が商法典第2部第4編又は欧州連合の機能に関する条約101条及び102条の意味での反競争的な実務に基づくものである場合

- 2 グループ訴訟は、消費者の被った物的被害に基づく財産的損害の賠償のみを対象とすることができる。

L.423-2 条

グループ訴訟は、コンセイユデタ・デクレに定められた方式によって提起される。

49) 上原敏夫『団体訴訟・クラスアクションの研究』(商事法務研究会、2001年)など参照。

第2節 責任判決 (jugement sur la responsabilité)

L.423-3 条

- 1 裁判官は、同一の判決の中で、原告である団体の提出する個々の事案に鑑み、L.423-1 条所定の適法要件が充たされていることを確認し、事業者の責任について判断する。裁判官は、それらの者について事業者の責任が認められた消費者のグループを定義し、相互の関係の基準を定める。
- 2 裁判官は、自らが定義したグループを構成する各消費者又は各消費者のカテゴリーに賠償されるべき損害及びその額又はその損害額の評価のためのすべての要素を定める。裁判官は、損害の現物による賠償がより適当であると考えるときは、事業者によるその履行の方法について示す。
- 3 裁判所は、本条の目的を達するため、手続のあらゆる段階で、事業者が所持しているものを含め、証拠の保全又は提出のために必要な法律上許されるあらゆる措置を命じることができる。

L.423-4 条

- 1 裁判官は、事業者の責任が認められると判断するときは、同一の判決の中で、グループに帰属すると考えられる消費者に対してその判決を知らせるために適当な措置を命じる。
- 2 判決の公告の措置は事業者の負担で行われる。当該措置は、責任判決が通常の不服申立て及び破棄申立てをともはや受けない状態になったときのみ、実施することができる。

L.423-5 条

- 1 事業者の責任を認める判決の中で、裁判官は、消費者が自己の損害の賠償を得るためにグループに加入するための期間を定める。この期間は、裁判官によって命じられた公告の措置の実施後2月以上6月以内でなければならない。
- 2 裁判官は、この加入の方式を定め、消費者が事業者に直接申し出なのか、団体又はL.423-9 条所定の者の仲介によって申し出のかについて明らかにする。
- 3 グループへの加入は、原告団体に対する賠償のための授權とみなす。
- 4 グループへの加入は、原告団体に対する加入とみなされないし、またそれを含意するものでもない。

L.423-6 条

被害を受けた消費者の賠償として団体の受領したすべての金銭は、直ちに供託金庫の預託金口座に入金される。この口座は、関係人に対して支払うべき額の支払の目的に限って、引き落としの対象とすることができる。

L.423-7 条

裁判官は、被害を受けた消費者が損害の回復を求めて参加しなければならない期間及び事業者が認めなかった賠償請求について L.423-12 条の適用により申立てをすることのできる期間を定める。

L.423-8 条

- 1 裁判官は、責任について判決をするときに、事業者に対して、L.423-9 条の実施に要する費用を含め、団体によって負担されるべき支出に含まれない費用に相当する仮払金の支払を命じることができる。
- 2 裁判官は、それが必要であり、事案の性質に適合すると判断するときは、事業者によって支払われるべき金銭の一部を供託金庫に供託するよう命じることができる。

L.423-9 条

団体は、裁判官の許可を得て、援助を得るため、とりわけ団体がグループのメンバーの賠償請求を受ける手続をするため、及びより一般的には団体が消費者の賠償のため事業者に対して消費者を代表するため、その名簿がコンセイユデタ・デクレによって定められた規制を受けた法律専門職に所属するあらゆる者の補助を受けることができる。

第3節 簡易グループ訴訟の手続

L.423-10 条

- 1 被害を受けた消費者及びその数が特定されており、これらの消費者が同額の損害を受け、なされた給付に応じて同じ額の損害を受け、又は期間に応じて同じ額の損害を受けたときは、裁判官は、事業者の責任について判決した後、事業者に対し、その定める期間内にその定める方式に従い、消費者に直接かつ個別的に賠償するよう命じることができる。
- 2 事業者によるその履行の前に、裁判官の定めた方式に従いその定めた期間内に、この決定は、通常の不服申立て及び破棄申立ての対象とならないときは、関係する

消費者に対し、その決定の定めによる賠償を受け入れることを許すため、事業者の費用で個別の通知措置の対象となる。

- 3 賠償を受け入れた消費者に関して、事業者が定められた期間内にされた決定を履行しないときは、L.423-12 条及び L.423-13 条が適用され、決定の定めによる賠償の受け入れは、賠償を目的とした団体への授権とみなされる。
- 4 コンセイユデタ・デクレが本節の適用の条件について定める。

第 4 節 判決の実施、損害の金銭化及び強制執行

L.423-11 条

事業者は、L.423-3 条所定の判決により定められた条件、範囲及び期間に従い、各消費者の被った損害の個別的な賠償を行う。

L.423-12 条

- 1 責任判決をした裁判官は、判決の実施の際に生じる紛争について解決する。
- 2 前項の裁判官は、事業者が認めなかったすべての賠償請求について、1 つの判決で判断する。

L.423-13 条

原告団体は、L.423-12 条第 2 項所定の判決の強制執行のため、所定の期間内に事業者による賠償を受けなかったグループのメンバーである消費者を代理する。

L.423-14 条

本章第 1 節、第 2 節及び第 4 節の適用に係る費用及び民事執行法典 L.111-8 条所定の回収又は受領の比例手数料はすべて、対象事業者の負担とされる。

第 5 節 調停

L.423-15 条

司法組織並びに民事、刑事及び行政の訴訟に関する 1995 年 2 月 8 日法律（1995 年第 125 号）第 1 章所定の条件の下、L.423-1 条所定の個別損害の賠償を得るための調停には、原告団体のみが参加することができる。

L.423-16 条

グループの名でされるすべての合意は、裁判官の認可に服する。裁判官は、合意が

適用される可能性のある者の利益に適合していることを確認し、合意に執行力を付与する。当該合意は、関係する消費者に対しその合意に加入する機会を与えるために必要な公告の方法並びに当該加入の期間及び方式について明らかにする。

第6節 競争法の領域に係るグループ訴訟に関する特則

L.423-17 条

- 1 事業者に対して主張された違法が商法典第2部第4編又は欧州連合の機能に関する条約101条及び102条に定められた規則に関するものであるときは、事業者の責任は、その違法を確認し、もはや違法の確定に関する部分については不服申立てを受けない国内又は欧州連合の機関又は裁判所による事業者に対してされた決定に基づく場合にのみ、L.423-1条所定の訴訟において確認することができる。
- 2 前項の場合には、事業者の違法はL.423-3条の適用について、反論できない態様で確定されたものとみなす。

L.423-18 条

L.423-1条の訴訟は、L.423-17条所定の決定について不服申立てができなくなった日から5年の期間を超えると提起することができない。

L.423-19 条

L.423-4条第2項にかかわらず、裁判官は、消費者に対して所定の期間内に債権の届出を可能にするため、公告の措置のみに関しては、L.423-3条所定の判決の仮執行を命じることができる。

第7章 雑則

L.423-20 条

- 1 L.423-1条所定の訴えは、L.423-3条又はL.423-10条所定の判決により確定された違法による損害の賠償に係る個人の請求権の時効を中断する。
- 2 L.423-3条もしくはL.423-10条の適用によりされた判決がもはや不服申立てを受けなくなった日又はL.423-16条所定の認可の日から、時効期間が再度進行する。但し、この期間は6月を下回ることはない。

L.423-21 条

L.423-3条又はL.423-10条所定の裁判及びL.423-16条の適用による裁判は、その

損害が手続において賠償されたグループのメンバーのそれぞれについて既判力を有する。

L.423-22 条

グループへの参加は、L.423-3 条所定の裁判官の裁判又は L.423-20 条の適用による認可された合意によって定められた範囲に含まれない損害の賠償を得るため通常の法的手続に訴える権利を妨げない。

L.423-23 条

L.423-1 条所定の訴えは、既に L.423-3 条所定の判決又は L.423-16 条の適用により認可された合意の対象となったものと同一の事実、違法及び損害の賠償に係るものであるときは、受理されない。

L.423-24 条

全国的レベルで活動し、L.411-1 条に基づき認定を受けたあらゆる消費者保護団体は、原告団体の懈怠の場合には、L.423-1 条の適用による提訴の後いつでも、その権限の代行を裁判官に求めることができる。

L.423-25 条

消費者に対してグループ訴訟に参加することを禁じることを目的とした条項又はそのような効果を有する条項はすべて書かれていないものとみなす。